

# 風営法改正に伴うお知らせ

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」が改正され、午前0時以後に営業する風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、

◇ **客の迷惑行為を防止するための措置をとらなければならないこと**

（風営法第13条第3項）

◇ **苦情処理簿を備え付け、適切な処理に努めなければならないこと**

（風営法第13条第4項）

が規定されました。

改正風営法は、平成28年6月23日に施行されました。

## ◎ **深夜における客の迷惑行為を防止するための措置** （風営法施行規則第27条）

- ① 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること
- ② 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること。
- ③ 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。
- ④ 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。
- ⑤ ④に規定する客がいる場合には、当該客に対し、④に規定する行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること。

※ 風俗営業者は、深夜における客の迷惑行為を防止するための措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせなければなりません。

①の参考例は別添のとおりです。

## ◎ **苦情の処理に関する帳簿の備付け** （風営法施行規則第28条、同規則第29条）

### 【苦情の処理に関する帳簿の記載事項】

- ① 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容
- ② 原因究明の結果
- ③ 苦情に対する弁明の内容
- ④ 改善措置
- ⑤ 苦情処理を担当した者

※ 苦情の処理に関する帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して3年間保存しなければなりません。

※ 帳簿に記載する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもって帳簿に代えることができます。

苦情の処理に関する帳簿の参考様式は別添のとおりです。